

第357回矢板市議会定例会

議案書

令和元年6月

矢板市

第357回矢板市議会定例会提出議案

議案第 1 号	令和元年度矢板市一般会計補正予算（第2号）	…… P 1
議案第 2 号	矢板市未来の森づくり基金条例の制定について	…… P 2
議案第 3 号	矢板市印鑑条例の一部改正について	…… P 5
議案第 4 号	矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について	…… P 8
議案第 5 号	矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	… P14
議案第 6 号	矢板市下水道条例の一部改正について	…… P17
議案第 7 号	矢板市水道事業給水条例の一部改正について	…… P19
議案第 8 号	固定資産評価員の選任同意について	…… P22
議案第 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	…… P23
議案第 10号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	… P24
議案第 11号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	… P25

議案第 1 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

議案第2号

矢板市未来の森づくり基金条例の制定について

矢板市未来の森づくり基金条例を、別紙のように定める。

令和元年6月7日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市未来の森づくり基金条例

(設置)

第1条 間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、矢板市未来の森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分す

ることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

矢板市印鑑条例の一部改正について

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年 6 月 7 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市印鑑条例の一部を改正する条例

矢板市印鑑条例（昭和51年矢板市条例第19号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 印鑑の登録（第2条—第12条）

第3章 印鑑登録の証明（第13条—第19条）

第4章 雑則（第20条—第23条）

附則

第22条を第23条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り下げ、第3章中第18条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第19条 第13条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第4号

矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部改正について

矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年6月7日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第1条 矢板市市税条例の一部を改正する条例（平成29年矢板市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に改め、「平成31年度分」を「当該自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第2条 矢板市市税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第13条の次に次の5条を加える改正規定のうち附則第13条の2の3を附則第13条の2の4とし、附則第13条の2の2を附則第13条の2の3とし、附則第13条の2に次の3項を加える。

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境

性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第13条の次に次の5条を加える改正規定のうち附則第13条の2を附則13条の2の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第13条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第13条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第13条の次に次の5条を加える改正規定のうち附則第13条の3の2中「附則第13条の2の3」を「附則第13条の2の4」に改め、附則第13条の6に次の1項を加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第13条の次に次の5条を加える改正規定中「5条」を「9条」に改める。

附則第14条第1項の改正規定中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加える。

附則第14条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「3輪」を「三輪」に、「第2項」を「次」に改め、同項に次の表を加える改正規定中「同条第5項中」の次に「「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、」を、「三輪に」の次に「、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に」を加える。

附則第14条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「3輪」を「三輪」に、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加える改正規定中「同条第6項中」の次に「「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、」を加え、「3輪」を「三輪」を「3輪以上の軽自動車」を「法第446条第1項

第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改める。

附則第14条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「3輪」を「三輪」に、「第4項」を「次」に改め、同項に次の表を加える改正規定中「同条第7項中」の次に「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「」を加え、「3輪」を「三輪」を「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改める。

附則に次の1条を加える。

第5条 別段の定めがあるものを除き、改正後の矢板市市税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 改正後の矢板市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和

2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年7月1日から施行する。

議案第 5 号

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年 6 月 7 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市条例第 号

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年矢板市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1章から第4章までの章名を削る。

第3条中「この章及び次章において単に」を「第11条まで」に改める。

第5条中「次章」を「第9条から第11条まで」に改める。

第9条中「住民」を「市民」に改める。

第14条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条中「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条に次の2項を加える。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は〔半年賦償還〕」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「支払い猶予」を「支払猶予」に、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の矢板市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 6 号

矢板市下水道条例の一部改正について

矢板市下水道条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年 6 月 7 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

矢板市下水道条例の一部を改正する条例

矢板市下水道条例（平成2年矢板市条例第23号）の一部を次のように改正する。
第15条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であつて、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定使用料」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の矢板市下水道条例第15条第2項に規定する使用料に乗じる率については、なお従前のおりとする。
- 3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前のおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定使用料のうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 4 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第7号

矢板市水道事業給水条例の一部改正について

矢板市水道事業給水条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和元年6月7日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

矢板市水道事業給水条例の一部を改正する条例

矢板市水道事業給水条例（平成10年矢板市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第24条及び第30条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であって、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の額が確定するもの（施行日以後初めて料金の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定料金」という。）にあっては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る改正後の矢板市水道事業給水条例第24条に規定する料金に乗じる率については、なお従前のおりとする。
- 3 前項に規定する特定料金のうち、なお従前のおりの率を適用する部分は、同項に規定する特定料金のうち、施行日以後初めて確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

議案第8号

固定資産評価員の選任同意について

本市固定資産評価員として、下記の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 横 塚 順 一

生年月日 [REDACTED]

議案第9号

固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年6月7日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 我 妻 広 道

生年月日 [REDACTED]

議案第10号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年6月7日提出

矢板市長 齋藤 淳一郎

記

住 所 ████████████████████
氏 名 櫻 井 宣 子
生年月日 ████████████████████

議案第 1 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本市人権擁護委員として、下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号) 第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 藤 田 一 夫

生年月日 [REDACTED]